

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	89	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

公害医療機関の診療報酬の審査支払事務の委託

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

公害医療機関の診療報酬の審査支払事務を委託できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

公害健康被害の補償等に関する法律第23条第2項では、診療報酬の「審査又は支払に関する事務を政令で定める者に委託することができる。」としているが、委託先に係る政令は制定されていない。一方、昭和49年9月28日環保企第109号「公害健康被害補償法等の施行について」第三1(4)では、「公害医療機関の診療報酬の審査支払事務は、都道府県が行うものであり、社会保険診療報酬支払基金に委託することはできないものであること。具体的には、都道府県等に診療報酬審査委員を設けて実施されたいこと。」とされている。被認定者数の減少により、審査件数も減少し、診療報酬審査会の運営も非効率となっている。また支払事務に当たっては、診療報酬の専門的知識が必要となってくるが、自治体として診療報酬事務に精通している職員の配置が難しく、継続的に安定した事務を行うことが困難となっている。そのため、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金及び独立行政法人環境再生保全機構等、適切な機関への委託等ができるようにすることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金への委託の場合、公害医療機関はレセプトの提出先を一本化できる。各自治体は、審査・支払事務が削減されることから事務負担の軽減になる。また、事務の平準化が図られる。

根拠法令等

公害健康被害の補償等に関する法律第23条第2項
社会保険診療報酬支払基金法第15条第2項
独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市

—

各府省からの第1次回答

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、公害健康被害の認定及び被認定患者に対する補償給付については、都道府県知事が行うこととされている。患者は、公害医療機関で療養の給付を受けることができ、同機関から公害診療報酬の請求があった場合は、その審査又は支払に関する事務を政令で定める者に委託することが可能とされている。しかしながら、次の理由により、ご指摘の社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）等含めて適当な機関が存在しないため、現在政令で定めている者はいない状態である。

・公害診療報酬制度は、その制定背景を踏まえ、健康保険制度と必ずしも一致しない独自の体系をとっており、支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査を実施している内容とは異なる。

・環境再生保全機構については、公害診療報酬に関連する業務を実施していないため、関連する知見を有していない。

審査の効率化の観点については、他の自治体の状況等も伺いながら、必要な対応について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

制度所管省庁は委託に適当な機関がない理由として、支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査している内容とは異なることや、環境再生保全機構は知見を有していないことを挙げているが、自治体においても異動等により、診療報酬事務に全く精通していない者が事務を行うことになっている実態がある。それに比べると、日頃より診療報酬の審査事務を行っている支払基金及び国民健康保険団体連合会の方が審査事務に適しているのではないか。「支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査している内容とは異なる」とあるが、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）の規定による診療報酬（以下「公害診療報酬」という。）事務全体からすれば、ごく一部であり、概ね医科点数表の例により算定（診療報酬の算定と同様に）することとされているほか、公健法第14条において、公健法に基づく補償給付（公害診療報酬含む。）は他法制度との調整が定められていることから、支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが合理的と考える。また、審査事務を集約することで、委託機関にもノウハウが蓄積していくのではないか。

なお、患者数の減少に伴う審査件数の減少などから、公害診療報酬審査会の運営等が非効率となっているが、委託先に集中させることにより統一的かつ効率的な審査支払が可能となることから、公害に係る健康被害の補償に精通している環境再生保全機構への集約（委託）についても検討の余地があるものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

委託に適当な機関がない理由として、

・支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査している内容とは異なること

・環境再生保全機構は知見を有していないこと

を挙げているが、審査件数が減少している実態を踏まえると、各自治体において個別に審査支払事務を行うよりも、日頃より診療報酬の審査事務を行っている支払基金及び国民健康保険団体連合会や、公害に係る健康被害の補償に精通している環境再生保全機構において審査支払事務を行うことが適切かつ効率的ではないか。

公害診療報酬制度は、健康保険制度と必ずしも一致しない独自の体系をとっているとのことであるが、概ね通常

の診療報酬の算定で用いる医科点数表を基準に算定しているのではないか。
審査支払事務を集約することで、委託機関に今後ノウハウが蓄積していくのではないか。

各府省からの第2次回答

ご提案の支払基金及び国民健康保険団体連合会への委託の可否については、支払基金及び連合会における受入体制、システム改修や維持管理に係る予算規模を含めて検討する必要があり、また、費用対効果を勘案した業務規模を確保しなければならない。このため、提案団体以外の公健法担当自治体に対して、外部委託の希望の有無、その際の費用負担の可否について、意向を速やかに確認(調査)することしたい。
なお、環境再生保全機構については、1次回答のとおり、審査業務をこれまでに一切実施したことがないことに留意する必要があると考える。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省(48)】【環境省(6)】

公害健康被害の補償等に関する法律(昭48法111)

公害診療報酬に係る審査支払事務については、当該事務を実施する地方公共団体に対し、外部委託(23条2項)の希望の有無、費用負担の在り方等について意向等を調査した上で、外部委託について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。